

# 水俣病認定を命じる判決に控訴しなかったら認定審査が進まなくなるのか 法定受託事務についての新潟市長の誤った認識

2026年4月12日

石崎誠也(にいがた自治体研究所理事長)



## はじめに

3月12日に出された新潟水俣病第二次行政訴訟の新潟地裁判決は、原告全員を水俣病として認定することを新潟県知事と新潟市長に命じました。しかし、この判決に対して、新潟市と新潟県は東京高裁に控訴しました。

控訴にあたり、新潟市の中原市長は、「環境省からは……法定受託事務は全国で統一的行われるべきものであり、本市による独自運用は許容しない旨が示されました。そのため、本市が本判決を受容した場合において、新たな認定基準が示されない限り、今後の認定審査の継続が困難となり、被害者を救済することに支障を来すという著しい混乱が生じかねない事態を憂慮するに至りました」と語っています(3月26日)。

私(石崎)はこの訴訟の弁護団の一員でしたが、中原市長の発言には法定受託事務に関する誤解があると思いましたので、行政法研究者としての立場から意見を述べます。

## 法定受託事務は国の事務の請負ではない

水俣病の認定は公健法(公害健康被害の補償等に関する法律)により法定受託事務とされています。

法定受託事務は地方分権改革として行われた1999年の地方自治法改正で作られたものであり、それまでの機関委任事務に代わるものです。機関委任事務は自治体が事務をしているにも拘わらず、それは国の事務であるとされ、知事や市長などは国の機関という位置づけでした。だから大臣には自治体に対する指揮監督権がありました。

現在の地方自治法は、自治体の事務には自治事務と法定受託事務があるとしていますが、法定受託事務も自治体の事務とされています。従って、法定受託事務であっても、知事や市長などは自らの判断と責任でその事務を誠実に執行しなければなりません(地方自治法138条の2の2)。他方、大臣は法定受託事務に関して自治体に対する指揮監督権を持ちません。これが機関委任事務との重要な相違点です。環境省が「本市による独自運用は許容しない」などとは言えないのです。

## 公健法に合致しない国の認定基準

法定受託事務の場合、国は処理基準を策定することができます(この点が自治事務との違いです)。この処理基準は自治体に対して法的拘束力を持つとされています。水俣病認定については、環境省が認定基準を処理基準として定めています。

しかし、その認定基準に従った新潟市長の認定棄却処分が2度にわたり違法とされたのです(2017年の東京高裁判決と今回の判決)。すなわち、裁判所の目から見て、環境省が定めた認定基準またはその運用は公健法に合致しなかったということです。

## 新潟市長には認定基準を策定する義務がある

それでは、この裁判に控訴しなかったら(つまり今回の判決を認めたら)、環境省が新たな認定基準

を示すまで、新潟市は認定事務ができなくなるのでしょうか。そんなこと（認定事務を中断すること）は行政手続法により許されません。

水俣病の認定は被害者の申請によって審査が行われますが、このような申請に対する処分（許認可等）について、行政手続法 5 条 1 項は「行政庁は審査基準を定めるものとする」と定めています。行政庁とは申請に対して許認可等を行う権限をもった行政機関（知事や市町村長など）のことで、水俣病の認定については新潟県知事や新潟市長が行政庁となります。そのため、新潟市長や新潟県知事は審査基準を定める義務があります（その審査基準が認定基準となります）。

環境省が処理基準として提示した認定基準も審査基準となりますが、それ自体やその運用が公健法の趣旨に合致しないときは、なおさらそれに代わる審査基準を策定すること、またはその運用が公健法に合致するようにするための運用基準を審査基準として策定することが新潟市長や新潟県知事に求められます（行政手続法 5 条 2 項は、審査基準は「できる限り具体的なものとしなければならない」としています）。中原市長は環境省だけが認定基準を策定できているのかのようですが、認定権者である新潟市長や新潟県知事が審査基準を策定する義務を負うというのが行政手続法の考え方です。

また、行政手続法 7 条は、行政庁は申請があれば遅滞なく審査しなければならないと定めていますので、環境省が認定基準を変えるまで市は認定事務をしないとするのも誤りです。

## 新潟市には公健法に合致する認定基準の策定をする力がある

もし中原市長が、新潟市には水俣病の認定基準を策定する能力がないとでも思っているとしたら、それは間違いだと思います。新潟市は政令市であり保健所も医療機関も有しています。また、新潟市内には新潟水俣病を発見しその原因の究明と被害者の救済に尽力した新潟大学医学部も存在しますし、法の専門家も多数います。それだけでなく、今回の判決は公健法に即した水俣病認定の判断枠組みを丁寧に示しています。これらを活かせば新潟市として公健法に合致する認定基準またはその運用基準を策定することは可能であると考えます。むしろ、それをもって環境省に処理基準の見直しを求めるところ、新潟水俣病の発生地を抱える新潟市の役割ではないでしょうか。

## 自治体の長としての市長の役割

中原市長は、3 月 19 日の定例記者会見で、市民の命と健康を守る市長の立場と法定受託事務を執行する責任者の間の板挟みと発言しましたが、市長は国の代理人として法定受託事務を執行するものではありません。上述したように、自治体の事務としてそれを執行する責任者なのです。適法な認定基準（または運用基準）を市として策定し、市民の命と健康を守る立場を貫くことこそが自治体の長としての市長の役割というべきでしょう。

## 花角知事と中原市長は控訴の取下げを

新潟水俣病被害者の救済は一刻の猶予もありません。残念ながら訴訟中に亡くなられた原告もいます。また、新潟県も新潟市もこれまで環境省に対し認定枠組みの見直しと被害者の広い救済を要請してきました。その立場と今回の控訴は全く矛盾します。

そのため、花角新潟県知事と中原新潟市長には、控訴を取下げるとともに、公健法の趣旨を踏まえて被害者の認定事務を迅速に進めることを強く求めるものです。

これは、にいがた自治体研究所の会員誌『にいがたのくらしと自治』の 2026年4月号に掲載されたものです。